



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

| 目次 | (取扱課室名) | ページ |
|--|-----------|-----|
| ○ 規則 | | |
| *2 病虫害防除用薬剤の譲渡及び病虫害防除用器具の貸付規則を廃止する規則 | (果樹園芸課) | 1 |
| ○ 告示 | | |
| 112 随意契約の相手方の決定 | (災害対策課) | 2 |
| 113 指定障害児通所支援事業者の指定 | (障害福祉課) | 2 |
| 114 指定障害児通所支援事業者の指定の取消し | (") | 3 |
| 115 指定障害福祉サービス事業者の指定 | (") | 3 |
| 116 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し | (") | 3 |
| 117 救急病院の認定 | (医務課) | 3 |
| 118 特定農業用ため池の指定の解除 | (農業農村整備課) | 4 |
| 119 保安林の指定の解除予定 | (森林整備課) | 4 |
| 120 保安林の指定の解除 | (") | 4 |
| 121 " | (") | 4 |
| 122 保安林の指定 | (") | 5 |
| 123 保安林の指定施業要件変更予定 | (") | 5 |
| 124 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 | (") | 5 |
| 125 保安林の指定施業要件の変更 | (") | 6 |
| 126 " | (") | 6 |
| 127 " | (") | 6 |
| 128 特定第2号漁業者の同意成立の届出 | (水産振興課) | 7 |
| 129 道路の位置の指定 | (都市政策課) | 7 |
| *130 平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部改正 | (会計課) | 7 |
| ○ 選挙管理委員会告示 | | |
| 7 令和3年和歌山県選挙管理委員会告示第78号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）の訂正 | | 8 |
| ○ 公告 | | |
| 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 | (税務課) | 8 |

規 則

和歌山県規則第2号

病虫害防除用薬剤の譲渡及び病虫害防除用器具の貸付規則を廃止する規則を次のように定める。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

病虫害防除用薬剤の譲渡及び病虫害防除用器具の貸付規則を廃止する規則

病虫害防除用薬剤の譲渡及び病虫害防除用器具の貸付規則（昭和28年和歌山県規則第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（和歌山県行政組織規則の一部改正）
- 2 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（任務及び所掌事務） 第188条 農作物病虫害防除所は、植物の検疫及び農作物病虫害防除活動を行い、農業生産の安定を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>（1）～（3） 略 （4） 病虫害の防除に必要な器具の<u>保管</u>に関すること。 （5）～（8） 略</p> | <p>（任務及び所掌事務） 第188条 農作物病虫害防除所は、植物の検疫及び農作物病虫害防除活動を行い、農業生産の安定を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>（1）～（3） 略 （4） 病虫害の防除に必要な器具の<u>保管及び貸出し</u>に関すること。 （5）～（8） 略</p> |

告 示

和歌山県告示第112号

ホイスト装置の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
グッドリッチ社製ホイスト装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局災害対策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年11月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ユーロテックジャパン株式会社
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地
- 5 随意契約に係る契約金額
40,495,812円（うち消費税及び地方消費税の額3,681,437円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第113号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指 定年月日 |
|------------|--------|-----------------|------------|----------------|-----------------|---------|
| 3052300112 | オリーブの家 | 新宮市清水元1丁目6-20 | 放課後等デイサービス | 一般社団法人オリーブ | 田辺市本宮町伏拝823番地の5 | 令和4.2.1 |
| 3051700262 | K-if | 紀の川市貴志川町長原161-5 | 放課後等デイサービス | 合同会社ユニバーサル・ライフ | 海南市小野田1527-12 | 令和4.2.1 |

和歌山県告示第114号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の24第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第21条の5の25の規定に基づき公示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 取 消年月日 |
|------------|--------------|---------------|------------|------------------|----------------|---------|
| 3052300096 | くまのチャレンジスクール | 新宮市仲之町三丁目1番地8 | 放課後等デイサービス | 特定非営利活動法人ぷろぼのくまの | 新宮市仲之町三丁目1番地8 | 令和4.2.1 |

和歌山県告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指 定年月日 |
|------------|--------|-------------|-------------|--------------|-----------------------|----------------|---------|
| 3012300616 | ヨリドコ | 新宮市新宮390番地3 | 就労継続支援B型 | 特定なし | 特定非営利活動法人若者応援センターヨリドコ | 新宮市仲之町三丁目1番地8 | 令和4.2.1 |

和歌山県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第51条の規定に基づき公示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 取 消年月日 |
|------------|--------------|-------------|-------------|------------------|----------------|---------|
| 3012300590 | くまのジョブトレスクール | 新宮市新宮390番地3 | 自立訓練（生活訓練） | 特定非営利活動法人ぷろぼのくまの | 新宮市仲之町三丁目1番地8 | 令和4.2.1 |

和歌山県告示第117号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を

認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 堀口記念病院
- 2 所在地 和歌山市湊本町三丁目4番地1
- 3 有効期限 令和7年2月1日

和歌山県告示第118号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 名称 | 所在地 | 解除年月日 |
|----------|-----------------|----------|
| 赤池 | 海南市木津字赤池379 | 令和4年2月4日 |
| 西田池（野上新） | 海南市野上新字馬酔木谷704 | 令和4年2月4日 |
| 西田上池 | 海南市野上新字馬酔木谷705 | 令和4年2月4日 |
| 堀田池 | 橋本市東家字樋之下奥818-1 | 令和4年2月4日 |
| 奥池（紀見） | 橋本市紀見字備中346-3 | 令和4年2月4日 |

和歌山県告示第119号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字板尾字木地屋1207の22、1207の27、1207の29から1207の32まで、1207の34、1207の36、1207の37、1207の40、1207の41、1207の43、1207の44、1207の47
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字堂ノ尾507の12
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字井谷字ガオレ向525の6、529の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町内井川字内井原130（次の図に示す部分に限る。）、131
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第123号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第124号

令和4年和歌山県告示第3号（以下「告示第3号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
尾崎優子
尾崎一朗
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第3号のとおり

和歌山県告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第128号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 区 域 | 区 分 | 加入区の名称 |
|---------------|--|--------|
| 和歌山東漁業協同組合の地区 | 東牟婁郡串本町須江に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業 | 須江曳縄 |

和歌山県告示第129号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 申 請 者 住 所 氏 名 | 指 定 年 月 日 | 道 路 | |
|------|-------------------------------------|---|--------------|-------------------|-------------|
| | | | | 幅 員 メートル | 延 長 メートル |
| 3585 | 田辺市中三栖字中之町231番の一部、232番1、232番4の一部、水路 | 田辺市朝日ヶ丘17番14-101号 株式会社山幸 代表取締役 杉若貴之 | 令和 4.1.25 | 6.00 ） 6.06 | 55.51 |

和歌山県告示第130号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 3 収納代理金融機関の表中

「株式会社関西みらい銀行 同上」を
 「三井住友信託銀行株式会社 同上」を
 「株式会社関西みらい銀行 同上」に改める。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和3年和歌山県選挙管理委員会告示第78号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

令和4年2月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

令和3年和歌山県選挙管理委員会告示第78号における収支報告書の要旨のうち、和歌山県第1区候補者岸本周平の第1回報告分の支出の欄中

「雑費 545,334円」を「雑費 181,784円」に、
 「今回計 2,491,955円」を「今回計 2,128,405円」に、
 「総計 2,491,955円」を「総計 2,128,405円」に訂正する。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、令和4年1月12日以降無効とする。

令和4年2月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 免税証の種類 | 業種 | 記番号 | 枚数 | 有効期間 | 交付した県税事務所 | 紛失年月日 |
|----------|---------|---------------------------------|-----|----------------------------|-----------|-----------|
| 100リットル券 | 漁船以外の船舶 | 和歌山県 1687814 ? 1687825 | 12枚 | 令和3年11月1日から 令和4年4月30日まで | 和歌山県税事務所 | 令和4年1月12日 |

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。